

事務所通信

澤口会計事務所

10月号

2008年10月16日

小金井市東町4 - 38 - 27 2F

TEL 042-386-7080 FAX 042-386-7081

E-mail sawaguchi-kaikei@globe.ocn.ne.jp

税理士 澤口 豊

<相続時精算課税>

税務相談に行くと資産税(相続税、贈与税、譲渡所得税)の質問が約半数に上ります。法人税、消費税などについては関与税理士がいる場合が多いため相談件数が少なく、その分、資産税の割合が高くなると思われます。

相続税の質問が一番多いですが、平成15年に導入された「相続時精算課税」の質問もよく聞かれます。概要について以下に記します。なお従来からの贈与税(年間の非課税枠110万円)はこれと区別するために「暦年課税制度」と言っています。

(1)非課税枠

贈与者1人につき2500万円(従って、両親から受ければ2500万円ずつ、合計5000万円ということになる)

(2)要件

贈与者 : 65歳以上の親 年齢は贈与をした年1月1日時点(両者とも)

受贈者 : 20歳以上の推定相続人(子供、代襲相続人である孫など)

(3)税率

20%(2500万円超部分について課税)

例 : 3000万円を贈与 (3000万円 - 2500万円) × 20% = 100万円

(暦年課税で計算すると、1220万円)

(3)申告要件

贈与の翌年、2月1日から3月15日までに、相続時精算課税選択届出書、相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書、一定の書類(受贈者の戸籍謄本、戸籍の附票、贈与者の住民票、贈与の事実を証明する書類など)を添付し、受贈者の所轄税務署に提出、申告しなければならない。

(4)相続発生時

本贈与分については相続財産に含めて計算する。この場合の評価額は贈与時の時価による。

支払った贈与税があれば相続税から控除する。

(5)その他

本贈与を選択した場合、以後、同一人からの贈与については暦年課税を選択することはできない。

(6)特例規定(住宅取得のための贈与)

概要 居住用の家屋(敷地を含む)の取得や増改築のために金銭贈与を受けた場合には、上記の金額に100万円が上乗せされる(合計3500万円の非課税枠)。

要件 贈与者の年齢制限なし(受贈者は20歳以上)

翌年3月15日までに、贈与を受けた金銭を住宅の取得等に充て、居住することを原則とする。

期間 21年12月31日までの時限立法

(7) 注意点

相続税の計算をする際、贈与時点の時価で計算されるので、相続時点で対象財産が値上がりしていれば有利、値下がりしていれば不利となる。

収益物件の贈与をした場合、所得税、相続税の節税効果(相続財産の減少)の可能性がある(メリット)。建物だけ贈与した場合には土地の評価減(貸家建付地)が受けられない、建物の経年による評価減効果が受けられないなどのデメリットあり。

遺留分()を侵害している場合、他の相続人から遺留分減殺請求を受ける可能性がある。

遺留分 遺族の権利を守るために兄弟以外の相続人には最低限度の取り分を保障している。これを遺留分といい、遺留分を主張できる権利を遺留分減殺請求権という。

贈与した資産については、小規模宅地の特例の適用、物納ができない(デメリット)。

不動産の贈与の場合、登録免許税において不利(贈与 2%、相続 0.4%)。

不動産の贈与の場合、不動産取得税において不利(相続なら課税なし)。

法改正により、当初想定していなかった影響の可能性がある。

相続時精算課税で事前に資産を移しておけば、その資産の所有権は確保されると考えている方もいらっしゃいますが、遺留分の計算をする際には、生前贈与分も含めて計算することを原則としますので、 を考慮に入れておく必要があります。場合によっては贈与財産の返還を求められることもあります。

遺言で特定の相続人に全財産を渡すとしても、他の相続人は遺留分を主張できます。従って、遺留分については、取得のタイミングの差はありますが、相続時精算課税と遺贈とは同様と考えられます。

ちなみに遺留分は法定相続分の2分の1を原則とし、親のみが相続人の場合は3分の1です(兄弟姉妹に遺留分はありません)。

今までは、財産の分割について被相続人は遺言書でしか示せませんでした。が、相続時精算課税により生前分割の可能性が出てきました。例えば特定の相続人に多くの財産を残したい場合、他の相続人に相続時精算課税で相当の財産を贈与し、その代わりに遺留分の放棄をしてもらう。生前に親から説明を受け、贈与を受けるのであれば他の相続人の理解も得やすいものと考えられます。

< 11月の税務など >

・10月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限 11月10日(月)
・9月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限 12月 1日(月)
・3月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限 12月 1日(月)
・消費税の年税額400万円超の3月、6月、12月 決算法人の中間申告	申告期限 12月 1日(月)
・所得税の予定納税額・第2期分の納付	納付期限 12月 1日(月)
・個人事業税の第2期分の納付	11月中において都道府県の条例で定める日
・延納の届出をしている労働保険料・第3期分の納付	納付期限 12月 1日(月)

<実践、ふるさと納税～お礼が届きました～>

8月号でふるさと納税について記しましたが、ふるさと納税(寄附)をしたところお礼の品が届きました。

兵庫県の香美町(どこにあるかよくわかりませんが)からは但馬牛が届きました。感謝状も同梱されていました。少々脂が気になりましたがおいしくいただきました。



山口市からも黒毛和牛です。

本当は香美町をズワイガニにする予定を間違えてしまい、和牛がダブってしまいました。

香美町のお礼品の条件は、1万円以上、山口市は5千円以上というせいか、見た目からして金額の差を感じます。味も比例していました。

私がいくら寄附したかは御想像におまかせします(多分、皆さんの予想通りの金額です(^_^;))



出雲市(島根県)からは干物です。カレイ、アジ(右上)、イカ、ノドクロ(右下)のセットです。ノドクロという名前は初めて聞きました。調べてみると「アカムツ」と一般的には呼ばれていて日本海ではノドクロと言っているようです。

干物になっているのでわかりませんが、赤色の魚で、口の中が黒いためノドクロと呼ばれているようです。高級魚のようで2枚しか入っていませんでした。大きくはありませんでしたが、脂がのって非常においしかったです。

ふるさと納税をすると「寄附金受領証明書」が発行されます。確定申告で必要になるので、ふるさと納税をした方は来年の確定申告時に提出できるよう、紛失しないように保管をお願いします。

<あとかき>

先日、国営ひたち海浜公園(茨城県)に行ってきました。平成3年10月に開園し、年々、開園スペースを広げ最終的な開園面積は350haになる予定です。昭和記念公園が180haですから約倍の大きさです。



今年の4月に「みはらしの丘」が完成し、「コキア」という植物が約4万本植えられました。9月に入ると、日当たりの良い場所から紅葉が進み美しいグラデーションに彩られます。テレビや雑誌にも取り上げられ、植物観賞の新しいスポットとして注目されています。秩父にある羊山公園の芝桜が高い集客力を持つように、花観光の需要は大きく、ここも観光効果を期待して植樹したのではと思います。

コキアは和名をホウキ草といい、その名のとおり、枝や草を乾燥させてほうきを作ることに由来します。実は「とんぶり」と呼ばれ食用になります。

みはらしの丘までは駐車場(ここも相当広い)から15分から20分歩かないと辿り着けません。途中、広々とした芝が広がりディスクゴルフ(フリスビーを投げてバスケットに入れる)をしている方々がありました。小さなカートを引きながら本格的な感じでした。「ナイス・ショット!」と声かけをするのはゴルフと一緒にんだなと思いましたが、「ナイス・スロー」という方が正確なのではなんて思いました。



公園の近くにある大洗水族館も訪ねてみました。特筆するものはありませんでしたが、全速力で泳ぐマンボウを初めて見ました。水槽の壁に激突して死亡してしまう事があるようで、どこの水族館でもビニールフェンスで囲い事故のないようにしており、ここでもそれが役立っていたようです。のんびりしか泳がないものだと思っていたので新しい発見でした。

「ルックダウン」という大西洋に生息するアジ科の魚に目が釘付けになりました。めちゃくちゃ平べったく、身体は銀板のようでキラキラしています。サンシャイン水族館にもいるようですが、今まで見た記憶はなく、特徴的な容姿に魅せられ、しばらく水槽から離れられませんでした。

右は高速道路のパーキングエリアで販売していた「えが茶ん」です。あまり売れていないようでした。